

国東サテライトセンター整備事業(設計・プラント工事)
入札説明書

令和5年3月

宇佐・高田・国東広域事務組合

< 目 次 >

第1節 はじめに	1
第2節 工事の概要	2
1 工事名	2
2 工事対象施設（整備対象施設）	2
3 工事場所	2
4 建設予定地の概要	2
5 受注者が実施する工事の範囲（詳細は発注仕様書参照）	2
6 工事期間	2
7 予定価格	2
8 最低制限価格及び低入札価格調査制度	2
第3節 スケジュール（予定）	3
第4節 参加に関する条件等	4
1 入札参加者に必要な資格要件	4
2 応募に関する留意事項	6
第5節 入札公告から落札者決定に至るまでの手続	8
1 入札説明書等の書類の公表	8
2 入札説明書等に関する質問の受付	8
3 入札説明書等に関する質問に対する回答	8
4 入札	9
5 開札	10
6 入札参加資格の審査	10
7 入札参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明	10
8 落札者の決定	11
第6節 契約の締結に関する事項	12
1 契約の締結	12
2 契約の無効	12
3 契約保証金	12
4 違約金等	12
5 暴力団等に関する取扱い	12
第7節 その他	13
1 第三者賠償保険への加入	13
2 入札に関する事務	13

【用語の定義】

本入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

No.	用語	定義
1	本入札説明書	「国東サテライトセンター整備事業（設計・プラント工事） 入札説明書」をいう。
2	入札説明書等	本入札説明書に併せて配付する「様式集」、「発注仕様書」及び「契約書（案）」を一体としていう。
3	本組合	宇佐・高田・国東広域事務組合をいう。
4	構成市	本組合を構成する宇佐市、豊後高田市、国東市をいう。
5	新ごみ処理施設	宇佐市、豊後高田市及び国東市から排出される可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみを処理するために本組合が整備中のごみ処理施設をいう。
6	本施設	国東サテライトセンターをいう。
7	既存施設	国東市クリーンセンターをいう。
8	本工事	本施設の設計・建設工事（土木建築工事の施工を除く）及び関連する付帯工事をいう。
9	事業実施区域	本工事を実施する区域をいう。
10	工場棟	本施設のうち、圧縮・詰替・搬出設備が設置される建物をいう。
11	プラント	本施設のうち処理対象物の圧縮・詰替に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備等を含む。）を総称していう。
12	建築物等	本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
13	受注者	本工事を行う者をいう。
14	土木建築事業者	本施設の土木建築工事を実施する者をいう。
15	特定JV	特定建設工事共同企業体をいう。
16	代表企業	特定JVの代表をいう。
17	構成企業	代表企業以外の入札参加者をいう。

第1節 はじめに

本組合は宇佐市、豊後高田市、国東市の3市で構成されている。

現在、本組合は、ごみ処理の広域化及び施設の集約化に向けて、宇佐市に3市が所有する新ごみ処理施設の建設工事を進めているところである。

本工事は、新ごみ処理施設の令和7年度稼働に合わせ、国東市から発生するごみを中継輸送するために、サテライトセンター施設の整備を行うものである

本入札説明書は、本工事を実施する受注者選定のための要件設定型一般競争入札（事後審査型）に適用されるものであり、本工事に係る入札の公告に基づく受注者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、入札説明書等によるものとする。

本工事に係る入札への参加を希望する者は、入札説明書等に記載された内容を十分理解した上で、入札説明書等に沿って、本工事に目的に合った条件で、応募資料等の作成等を行うものとする。

第2節 工事の概要

1 工事名

国東サテライトセンター整備事業（設計・プラント工事）

2 工事対象施設（整備対象施設）

・可燃ごみ積替施設 : 24 t / 5 h

・ストックヤード（各3日分）

燃えないごみ・粗大ごみ : 既設の処理困難物貯留場を活用

缶類 : 既設の車庫棟を活用、改造整備

びん類 : 既設の車庫棟を活用、改造整備

ペットボトル : 既設の車庫棟を活用、改造整備

新聞・雑誌、段ボール : 既設の車庫棟を活用、改造整備

小型家電 : 既設の車庫棟を活用、改造整備

※蛍光灯は量が少ないことからドラム缶等利用した貯留とする。

3 工事場所

国東市国東町東堅来

4 建設予定地の概要

項目	概要	
敷地面積	20,307 m ²	
都市計画事項	用途地域	指定なし
	防火地域	指定なし
	高度地域	指定なし
	建ぺい率	70%以下
	容積率	400%以下

5 受注者が実施する工事の範囲

(1) 可燃ごみ積替施設、ストックヤード、外構並びに造成工事等の全ての設計。

(2) 可燃ごみ積替施設のプラントの建設。

※土木・建築工事は別途発注により実施する。

※詳細は発注仕様書参照。

6 工事期間

本契約日の翌日から令和7年8月31日までとする。

なお、土木建築に係る実施設計は、令和5年11月30日（建築確認申請の完了を含む。）までとする。また、プラントの実実施設計は、令和6年3月31日までに完了させるものとする。

7 予定価格

本工事の予定価格は、884,565,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

8 最低制限価格及び低入札価格調査制度

最低制限価格は設定せず、低入札価格調査制度は導入しない。

第3節 スケジュール（予定）

落札者の選定は、要件設定型一般競争入札（事後審査型）により行い、そのスケジュールは以下のとおりとする。

日 付	内 容
令和5年3月13日（月）	入札公告 入札説明書等の公表 （入札説明書、様式集、発注仕様書、契約書（案）の公表）
令和5年3月24日（金）	入札説明書等に関する質問の受付期限
令和5年4月7日（金）	入札説明書等に関する質問に対する最終回答 （質問への回答は、本組合ホームページに公表する。）
令和5年5月8日（月） ～ 令和5年5月10日（水）	入札書類等の提出期間 （入札書、工事費内訳書、要件設定型一般競争入札（事後審査型）参加資格証明申請書及び別紙、特定建設工事共同企業体協定書、委任状及び使用印鑑届書）
令和5年5月11日（木）	開札
令和5年5月12日（金）	入札参加資格審査結果の通知
令和5年5月中旬	仮契約
令和5年5月下旬	組合議会に契約締結議案を提出

第4節 参加に関する条件等

1 入札参加者に必要な資格要件

入札参加者は、本工事を実施するために必要な能力と資本力を備えた企業又は特定JVを構成して入札に参加するものとし、入札参加資格審査申請書類の提出期限の日において、以下の要件を全て満たすこと。

(1) 特定JVを構成する場合の企業構成

- ア 入札参加者は、本工事に参加する企業及び特定JV名を入札参加資格審査申請時に明らかにしなければならない。
- イ 特定JVの形式は共同施工方式（甲型）とする。
- ウ 特定JVの構成は3者以内とし、代表企業及び構成企業の組み合わせとする。
- エ 出資比率は、2者の場合最低30%、3者の場合最低20%とする。代表企業は出資比率が最大であること。
- オ 「第4節 1 (2) ウ 本施設のプラントの建設工事を行う企業」の要件を満たす企業を代表企業として定める。
- カ 代表企業は、入札参加資格審査申請時に特定JV協定書を提出しなければならない。
- キ 本入札の手続きは、代表企業がこれを行うものとする。
- ク 特定JVの代表企業及び構成企業の変更は認めない。
- ケ 構成企業は、他の入札参加者の構成企業を兼ねることは認めない。
- コ 入札参加者と資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者及びその構成企業になることは認めない。なお、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。
 - (ア) 資本関係のある者
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - a 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
 - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (イ) 人的関係のある者
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - a 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合。
 - b 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - サ 特定JVは、本施設の契約不適合責任期間中に解散してはならない。

(2) 入札参加者の参加資格要件

ア 共通

全ての入札参加者は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (イ) 公告日から契約日までの間、構成市いずれかの入札参加資格停止処分を受けていないこと。
- (ウ) 公告日以前6ヵ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がない者。
- (エ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。
- (オ) 清算中の株式会社であって、会社法（平成17年法律第86号）第514条に基づく特別清算開始命令がなされていない者。
- (カ) 国税（法人税又は所得税及び消費税）及び地方税を滞納していない者。
- (キ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられていない者。
- (ク) 宇佐・高田・国東広域事務組合入札・契約に係る暴力団排除措置要綱（平成27年告示第1号）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (ケ) 当該工事に係る発注支援業務の受注者又は当該受注者と資本・人事面において関連がある者でないこと。
 - a 「当該工事に係る発注支援業務の受注者」とは八千代エンジニアリング株式会社である。
 - b 「当該受注者と資本・人事面において関連がある者」とは次のいずれかに該当するものである。
 - (a) 受注建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者（100分の50を超える株式を有し又は出資している者が存在しない場合において、他の株主又は、出資者よりも特に抜きんでて株式を有し又は出資している建設業者を含む。）
 - (b) 受注建設コンサルタントの代表権を有する役員が建設業者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

イ 本施設の建築物の設計を行う企業

入札参加者のうち、本施設の建築物の設計を行う企業は、以下の要件を全て満たすこと。

なお、本施設の建築物の設計を行う企業は、「第4節 1 (2) ウ 本施設のプラントの建設工事を行う企業」と同一企業であっても問題ない。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(イ) 一般廃棄物処理施設の建築物の設計業務の実績を有していること（下請での実績を可とする。）。

(ウ) 一級建築士の資格を有する管理技術者を配置できること。

ウ 本施設のプラントの建設工事を行う企業

本施設のプラントの建設工事を行う企業は、以下の要件を全て満たすこと。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近（入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から1年7ヵ月を経過していないものに限る。）かつ有効な「清掃施設」の総合評定値が900点以上であること。

(ウ) 一般廃棄物のマテリアルリサイクル推進施設又は廃棄物運搬中継施設の建設工事を地方公共団体から元請（特定JVの場合は代表者に限る。）として受注し、施工した実績があること。

(エ) 建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格証（清掃施設工事業）の交付を受けている者であって、同法第26条の5から第26条の7までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者（ただし、直接的かつ入札参加資格審査申請書提出日までに3か月以上の雇用関係にある者に限る。）を本工事に専任で配置できること。

2 応募に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札参加表明書及び入札参加資格審査申請書の提出をもって、入札説明書等の記載内容を全て異議なく承諾したものとする。

(2) 費用負担

応募申し込みに係る費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 著作権

提出書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとする。ただし、本組合が審査結果の公表において必要に応じて、本組合は、必要な範囲において、事前に入札参加者と協議をしたうえで、公表等を行うことができるものとする。

(5) 特許権等

入札参加者から提出される書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、建設材料、建設方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った入札参加者が負うものとする。

(6) 本組合が提供する資料の取扱い

本組合が提示する参考資料は、入札に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、本組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

(7) 入札の延期、中止等

入札参加者が一者の場合は、入札を中止することがある。また、本組合が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。それらの場合、入札参加者は損害賠償等の請求はできない。

(8) 入札参加資格の取り消し

以下のいずれかに該当する場合は、入札参加資格を取り消す。

- ア 関係者（本組合及び発注支援業務受託者等）に対し、自己が有利となるような接触等の働きかけを行ったと認められる場合
- イ 本入札に関して本組合に提出した書類に虚偽の記載がある場合
- ウ 著しく信義に反する行為をした場合

(9) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、本組合ホームページ（<http://www.utk-kouiki.jp/>）に掲載する。

第5節 入札公告から落札者決定に至るまでの手続

1 入札説明書等の書類の公表

入札説明書等の書類の公表は、次のとおり行う。

- (1) 公表日
令和5年3月13日（月）
- (2) 公表場所
本組合ホームページ（<http://www.utk-kouiki.jp/>）
- (3) 公表資料
本入札説明書、発注仕様書、様式集、契約書（案）

2 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- (1) 質問の方法
入札説明書等に関する質問は、入札説明書等に関する質問書（様式1）に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。また、提出に当たっては、表題を「入札説明書等に関する質問書提出」とすること。電話又はファクシミリ等による質問は受け付けない。
- (2) 受付期限
令和5年3月24日（金） 午後5時まで
（受付期限日に質問書を送信する場合は、送信後、直ちに、その旨を本組合まで電話にて連絡すること。）
- (3) 提出先
宇佐・高田・国東広域事務組合
電 話：0978-33-2568
電子メール：kouiki04@city.usa.lg.jp
- (4) 受信確認通知
本組合は、当該質問書を受領したことを確認するために、電子メールにより受信確認通知を各質問者へ返信する。なお、質問書提出日の翌日の午前中までに、本組合からの受信確認通知がない場合には、事務局まで連絡すること。

3 入札説明書等に関する質問に対する回答

入札説明書等に関する質問に対する回答は、次のとおり公表する。

ただし、本工事に直接関係しない質問及び不当に混乱を招くことが危惧されると判断される質問については、回答しない旨を回答する。

- (1) 回答日
令和5年4月7日（金）
- (2) 公表場所
本組合ホームページ（<http://www.utk-kouiki.jp/>）

4 入札

(1) 入札書類の提出期間

令和5年5月8日（月）から令和5年5月10日（水）午後5時まで

(2) 提出先

大分県宇佐市大字法鏡寺 224 番地 宇佐文化会館

宇佐・高田・国東広域事務組合

(3) 入札方法

郵送（一般書留又は、簡易書留）若しくは持参（事前に連絡をすること）

(4) 入札書類

提出書類	部数
要件設定型一般競争入札（事後審査型）参加資格証明申請書（様式2）※別紙含む	1部
特定建設工事共同企業体協定書（任意様式）※特定JVを構成する場合	1部
一般廃棄物処理施設の建築物の設計業務の受注実績（様式3-1）	1部
マテリアルリサイクル推進施設又は廃棄物運搬中継施設の竣工実績（様式3-2）	1部
委任状及び使用印鑑届（様式4）	1部
入札書（様式5-1）	1部
工事費内訳書（様式5-2）	1部

(5) 入札書及び工事内訳書の作成要領

ア 入札書及び工事費内訳書は、入札書作成要領（入札説明書添付資料）に従って作成すること。

イ 入札額には、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。

ウ 提出された入札書の差し替え、訂正、撤回は行えない。

(6) 入札保証金

免除

(7) 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札。

イ 同じ入札に2以上の入札をした者が行った入札。

ウ 談合その他不正行為があったと認められる入札。

エ 入札参加者の記名及び押印を欠く入札又は入札事項を明示しない入札又は金額を訂正した入札。

オ 工事費内訳書と入札書の金額が一致しない入札。

カ 工事費内訳書の内訳が記載されていない、又は記載内容に誤り、漏れがある入札。

キ 工事費内訳書の説明を求めた場合に正当な理由なくこれを拒否したものの入札。

ク 申請書等を提出期限までにすべて提出しない者のした入札。

ケ 入札書提出期間内に提出先に到達しない入札。

コ その他入札条件に違反した入札。

5 開札

(1) 開札日時

令和5年5月11日(木)午前10時

(2) 開札場所

大分県宇佐市大字法鏡寺 224 番地 宇佐文化会館内 講習室 3

(3) 開札は、入札立会人として入札事務に関係のない当組合職員2人を立ち合わせて行う。

(4) 立ち会いを希望する入札参加者は、各入札参加者1名のみ立ち会うことができる。その場合、開札立ち会い届(様式第6号)を令和5年5月10日(水)午後5時までに提出すること。

(5) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者に決定する。なお、入札参加者が一者の場合は、落札候補者の決定を保留にする。

(6) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、落札候補者を除いた者を入札価格の低い者から順に順位を決定する。

(7) 落札候補者又は入札した者の順位を決定するにあたり、同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない当組合職員にくじを引かせて落札候補者又は順位を決定する。

(8) 落札候補者及び順位の決定後、速やかに入札参加者に通知するとともに、当組合ホームページにおいて公表する。

(9) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、入札を打ち切る。

6 入札参加資格の審査

本組合は、提出された入札参加資格証明申請書により、落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか審査を行い、その結果を書面により落札候補者へ通知する。

落札候補者が参加資格要件を満たしていない場合は、落札候補者の決定を取り消す。

落札候補者の決定を取り消した場合、次順位の者を新たに落札候補者に決定する。

入札参加資格審査結果の決定から落札者決定までの期間において、落札候補者が入札参加資格要件を欠いた場合には、落札候補者の決定を取り消すものとし、次順位の者を新たに落札候補者に決定する。

(1) 入札参加資格審査結果通知日(発送日)

令和5年5月12日(金) (郵送により通知)

7 入札参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を有しないと認められた者は、本組合に対し、その理由の説明を求めることができる。

(2) 前号の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を令和5年5月17日(水)午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)に、本組合事務局に提出するものとする。なお、書面の提出方法は、持参又は郵送によるものとし、ファックス・電子メール等での受け付けは行わない。

(3) 前号の説明を求めた者に対する回答は、令和5年5月22日（月）までに書面により行う。

8 落札者の決定

入札参加資格の審査により、入札参加資格要件を満たしていると確認された場合は、落札候補者を落札者に決定する。

落札者決定後、速やかに落札者に通知するとともに、組合ホームページにおいて、公表する。

第6節 契約の締結に関する事項

1 契約の締結

当該契約の契約締結は、地方自治法第96条第1項第5号及び宇佐・高田・国東広域事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成19年宇佐・高田・国東広域事務組合条例第11号）第2条に規定する議会の議決事項であり、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後契約の保証が付されたことを確認した後、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに本契約となるものである。

2 契約の無効

当該契約が本組合議会で否決されたときは、当該契約は無効とし、これにより落札者に生じるいかなる損害についても、本組合は、その責めを負わないものとする。

3 契約保証金

契約保証金の金額は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

4 違約金等

落札者は、自らの都合によって本組合と仮契約書を締結しないときは、違約金として本工事の落札金額及びこれに係る消費税及び地方消費税を加算した金額の10分の1に相当する金額を直ちに本組合へ支払わなければならない。なお、本組合に生じた損害額が違約金の金額を超える場合には、落札者は、本組合に対して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。落札者が特定JVを結成しているときは、本組合は落札者の構成員に対して賠償金を請求できるものとし、この場合において、落札者の構成員は、本組合に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負うものとする。

5 暴力団等に関する取扱い

入札・契約に係る暴力団等排除措置については、宇佐・高田・国東広域事務組合入札・契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成27年告示第1号）による。

第7節 その他

1 第三者賠償保険への加入

受注者は、建設工事保険又は組立保険（類似の機能を有する共済等を含む。）及び請負者賠償責任保険（類似の機能を有する共済等を含む。）に加入すること。

2 契約設計図書の提出期日

契約設計図書の提出期日は、本契約日から14日以内を予定している。

正式な契約設計図書の提出期日については、本契約後に本組合から受注者に指示をする。

3 入札に関する事務

本工事の入札に係る事務は、次の者が取り扱うものとする。

宇佐・高田・国東広域事務組合

住 所：大分県宇佐市大字法鏡寺 224 番地 宇佐文化会館内

電 話：0978-33-2568

ファックス：0978-33-2377

電子メール：kouiki04@city.usa.lg.jp

ホームページ：<http://www.utk-kouiki.jp/>

入札書作成要領

- 1 金額は、円単位で記入すること。
- 2 入札書（様式 5-1）と工事費内訳書（様式 5-2）を同一の封筒に入れ、以下のとおり二重封筒で封かんする。（封筒の規格、種類に指定はない。）
- 3 封かんした入札書を郵便局の窓口で「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法により郵送で提出する（差出控えは、開札結果が届くまで大切に保管すること。）。
- 4 入札金額は、工事費内訳書（様式 5-2）の工事価格＋業務価格の金額と一致すること。
- 5 工事費内訳書（様式 5-2）において、交付対象、共通仮設費、現場管理費、一般管理費は、循環型社会形成推進交付金交付要綱及び循環型社会形成推進交付金交付取扱要領に基づき算定すること。

二重封筒作成例

